

1. 基本情報（令和5年5月31日現在）

人口	62,611人	保護率	1.327%
----	---------	-----	--------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	56.4／年				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	46.3／年				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	20.9／年				
就労・増収人数	32人				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	×

3. 事業の概要等（令和5年度）

実施方法	・委託（特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）
事業概要	一定の住居を持たない生活困窮者に対し次に掲げる支援を実施 ・宿泊場所を供与 ・食事及び衣類その他日常生活を営むために必要な物資を貸与又は提供 ・その他安定した生活を営むために必要な支援
事業費	1,020千円（予算額）
その他特記事項	・一時生活支援事業は単に衣食住を提供するだけではなく、各生活困窮者の状況を踏まえた対応が必要であり自立相談支援事業との緊密な連携が可能な委託者に委託。

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から生活困窮者自立相談窓口を開設してきた中で、住居を持たない生活困窮者からの相談が年々増加してきた。そのような相談者を支援する必要性から事業実施を決定。

庁内の財政部局との調整【5ヶ月前】

・事業の実施必要性を財政部門に説明。法に定められた必須事業である住居確保給付金の予算範囲内という条件で、事業開始が認められる。

事業の立ち上げ

委託先の検討

・平成21年1月から、住居のないホームレス等の支援を行っており、ノウハウが蓄積されていること及び宮城県及び富谷市の一時生活支援事業を受託し、支援ネットワークが充実していることから、ワンファミリー仙台への委託を検討。
 ・ワンファミリー仙台は本市の自立相談支援窓口を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターの構成団体でもあり、自立相談支援業務との円滑な連携による効果的かつ効率的な業務遂行が可能と判断。

契約要綱制定

・上記理由により随意契約
 ・多賀城市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）

平成30年4月 事業開始

事業実施

・支援実績は下記のとおり。
 ・生活保護申請期間の居所なしの居住地、離婚後の母子が居所を設定する間の居所等、住所を持たない相談者の支援につながっている。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
支援件数	4	1	2	3	2